


令和3年	与論町農業委員会 会議録 第11号					
召集年月日	令和3年11月18日(木) 午後 5時30分～6時30分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(多目的ホール)					
開会及び 閉会時間	開会 午後 5時30分	議長	原田 新一郎			
	閉会 午後 6時30分	代理				
出席及び 欠席委員 凡 例 出席 ○ 欠席 × 公務欠○	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	原田 新一郎	○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一	○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富	○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信	○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男	○			
会議録署名委員	7番	長尾 さとみ		8番	遠山 和歌子	
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司	補佐		主事	林 幹大
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(11件)				
	議案第38号	あっせん申出に関する件(2件)				
	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請書に関する件(3件)				
	議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請書に関する件(2件)				
	議案第41号	農用地利用変更計画に伴う意見決定に関する件(1件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項 目						

議長	それでは、定刻となりましたので令和3年11月18日定例総会を開催いたします。
	与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに意義はありませんか。
	(異議なし)
議長	それでは議事録署名員を7番の長尾委員と8番の遠山委員にお願いします。なお、本日の会議書記には事務局職員の林氏を指名いたします。それでは日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明をお願いします。
事務局(久野)	農地法第3条の規定による許可申請が11件、あっせん申出に関する件が2件、農地法第4条の規定による許可申請に関する件が3件、農地法第5条の規定による許可申請に関する件が2件です。農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件が1件です。以上で会務報告を終わります。
議長	それでは以上で日程第1の会務報告を終わります。次に議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明並びに朗読をお願いします。
事務局(林)	1番は東京都Aさんから麦屋Bさんへ麦屋2678番畑、516㎡を贈与となります。2番は那間Cさんから那間Dさんへ朝戸630番3畑、2,966㎡を等価交換となります。3番は那間Dさんから那間Cさんへ朝戸216番1畑3,520㎡を等価交換となります。4番は立長Eさんから那間Fさんへ那間2200番1畑、67㎡を贈与となります。5番は朝戸Gさんから那間Hさんへ朝戸670番6畑、1,280㎡を親から子への贈与となります。6番は茶花Iさんから茶花Jさんへ茶花2130番2畑、118㎡他1筆合計1,030㎡を親から子への贈与となります。7番は鹿児島県鹿児島市Kさんから那間Lさんへ那間2903番23畑、2,256㎡をあっせん事業による売買です。対価として406万円です。8番は麦屋Mさんから古里Nさんへ麦屋2825番1畑、231㎡を等価交換となります。9番は古里Oさんから麦屋Pさんへ麦屋2820番1畑、229㎡を等価交換になります。10番は那間Qさんから那間Rさんへ那間1381番2畑、564㎡を贈与となります。
議長	それでは説明が終わりました。担当地区の委員は調査結果の報告を

	お願いします。
内野委員	1番は譲受人に11月13日朝7時半頃確認しました。譲渡人には同日の
	午前10時15分頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。
長尾委員	2番3番の等価交換はCさんに11月15日の午前9時40分頃確認しました。
	Dさんは同日の午前9時50分頃確認しました。問題ないので承認をお願い
	します。
事務局(林)	4番の譲渡人は11月13日午後4時30分に確認しました。間違いのないのと
	のことでした。
長尾委員	4番の譲受人は11月15日午前9時頃に確認しました。問題ないので承認
	をお願いします。5番の譲受人は11月15日の午前9時50分頃に確認しま
	した。間違いのないとの事でした。
遠山委員	5番の譲渡人は11月15日午後6時半頃確認しました。間違いのないとの事
	でした。問題ないので承認をお願いします。
事務局(林)	6番は譲受人に11月13日午後6時に確認しました。譲渡人には同日の
	午後6時50分に確認をして間違えないとのことでした。問題ないので
	承認をお願いします。
事務局(久野)	7番はあっせん事業による売買になりまして、譲受人から登記後に
	代金の支払いをしたいとのことでした。譲渡人もそのことについて
	納得しております。
内野委員	8番、9番の等価交換は11月15日に確認して間違いのないとのことでした
	承認をお願いします。
長尾委員	10番は譲受人は11月15日9時半頃に確認しました。譲渡人は同日の
	10時頃に確認しました。承認をお願いします。
議長	説明が終わりました。何か意見等ございませんか。
議長	それでは採決いたします。議案第37号「農地法第3条の規定による許
	可申請書について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第37号は承認いたします。次に議案第38号「あっせん申出に關す
	る件について」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	1番は与論町麦屋〇〇さんより麦屋種窪361番2、畑847m2のあっせん申
	申し出が出ております。2番は与論町朝戸〇〇さんより立長秘定2761番

	2番田、60m2のあっせん申し出が出ております。
議長	あっせん委員の選任を行います。1番は内野委員、伊東委員、山下委員、竹井委員でお願いします。2番は保委員、町委員、白石委員、森園委員をお願いします。
議長	それでは採決いたします。次に議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	1番目は麦屋〇〇さんより麦屋2890番畑、238m2と麦屋2891番畑、674m2に既存の牛舎が建っておりまして、こちらの転用申請となっております。2番は那間〇〇さんより那間中カフロ2234番1畑、2,492m2に既存の牛舎と堆肥舎と新しく牛舎を増築するための転用申請となっております。3番は茶花〇〇さんより立長64番1畑、818m2に既存の住宅が建っておりこちらの畑の転用申請になります。
議長	説明が終わりました。何か質問等ございませんか。
議長	それでは採決いたします。議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
議長	議案第39号は承認いたします。次に議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」議題に供します。説明をお願いします。
事務局(久野)	1番は与論町朝戸〇〇さんから朝戸〇〇さんへ朝戸2347番1畑、1,254㎡に牛舎を建築したいとのことで申請が来ております。2番は与論町麦東京都世田谷区〇〇さんより麦屋〇〇さんへ立長3476番畑、467m2に美容院を建設したいとのことで申請が出ております。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(なし)
	それでは採決いたします。議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
議長	議案第40号は承認いたします。次に議案第41号「農用地利用変更計画変更に伴う意見決定について」議題に供します。
事務局(久野)	与論町那間〇〇さんより、朝戸670番5、1,000m2に農家住宅を建設したいとのことで申請が来ております。
議長	説明が終わりました。何か意見等ございませんか。

	(なし)
	それでは採決いたします。議案第41号「農用地利用変更計画変更に伴う意見決定について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
議長	議案第41号は承認いたします。他何かございませんか。
	(なし)
議長	それでは11月定例会を閉会いたします。
	議事録署名員 7番 長尾 さとみ 
	8番 遠山 和歌子 